

お客さま各位

八幡信用金庫

民法改正を踏まえた各種規定等改定のお知らせ

当金庫は、2020年4月に施行される民法改正を踏まえ、2020年4月1日から各種規定等を下記のとおり改定いたします。

改定後の規定は改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 主な改定内容

(1) 変更条項の新設

今後、規定を変更する場合の記載を追加します。

【普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定の例】

1 1. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(2) 成年後見人等に関する届け出義務の新設

お客さまの成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合のお届けに関する記載を追加します。

【普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定の例】（下線部が変更箇所）

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。
- (2) ～ (4) (略)
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

(3) 定期預金の満期前解約制限の明確化

定期預金について満期前の解約が制限されていることを明確化します。

【自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）の例】（下線部が変更箇所）

3. (利息)

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (5) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(略)

2. 改定する規定

(1) 預金関係規定

全預金共通規定
当座預金規定（一般用）
当座勘定規定（専用約束手形口用）付約束手形用法
総合口座取引規定
普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人・法人用）
納税準備預金規定（個人・法人用）
貯蓄預金規定（個人限定）
普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定
通知預金規定（個人・法人用）
定期預金共通規定
期日指定定期預金規定
自動継続期日指定定期預金規定
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
変動金利定期預金規定
自動継続変動金利定期預金規定
定期積金規定
財形期日指定定期預金規定
財形年金預金規定
財形住宅預金規定
個人・法人兼用カード規定
デビットカード取引規定

(2) 投信関係規定

八幡信用金庫投信取引約款
特定口座約款
非課税口座約款
自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）
「はちしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定

(3) インターネットバンキング関係規定

しんきん法人インターネットバンキング利用規定
しんきん個人インターネットバンキング利用規定
ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（法人）
ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（個人）
インターネットバンキング 税金・各種料金の払込みサービス利用規定

(4) その他サービス関係規定

振込規定
本店営業部 貸金庫利用規定
貸金庫利用規定
夜間金庫に関する規定
メール集金に関する規定

3. 改定日

令和2年4月1日

以上